

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年第8回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番 大石委員、4番 諸富委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、さっそく議案第43号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号28番 土地の所在は、国東町安国寺字■■■■番地■■、地目が田、面積は14㎡、外畑が1筆で計2筆の27㎡です。渡人は、国東町鶴川の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町鶴川の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢より管理が出来ないためと、受人は、相続した当該農地を管理・耕作するために通らないと行けないためとなっています。無償による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号29番 土地の所在は、安岐町朝来字■■■■番地■■、地目が畑、面積は242㎡、外畑が2筆で計3筆の822㎡です。渡人は、安岐町朝来の■■■■さん(■■歳)、受人は、安岐町朝来の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、遊休農地の防止となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号30番 土地の所在は、国見町中字■■■■番地■■、地目が畑、面積が431㎡です。渡人は、神奈川県■■■■さん(■■歳)、受人は、武蔵町池ノ内の■■■■さん(■■歳)</p>

歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住のため管理できないためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。

次に、申請番号31番 土地の所在は、安岐町大添字番地、地目が畑、面積が6,784㎡です。渡人は、安岐町山口のさん(歳)、受人は、安岐町大添のさん(歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。

最後に、申請番号32番 土地の所在は、安岐町富清字番地、地目が畑、面積が334㎡、外田が6筆で8,528㎡、畑が8筆で2,465㎡で、計15筆の11,327㎡です。渡人は、安岐町富清のさん(歳)、渡人は、安岐町富清のさん(歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、農業後継者として父から農地を譲り受けるためとなっています。無償による所有権移転です。

議長

それでは、議案43号の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請番号28番から32番について、事務局から一括して説明がありました。ご質問やご意見はございませんか。

岐部委員

申請番号30番の受人の方は、後継者がいるのですか。稼働数が2人になっていますが。

事務局

これは、配偶者のことです。

前後委員

申請番号30番ですが、土地の所在が国見町で、受人が武蔵町ですが、誰かに管理を任せるのでしょうか。

事務局

渡人、受人も国見町の出身ということです。

議長

平岡推進委員、今の質疑について、お答えできることがあれば、お願いします。

平岡推進委員	渡人は、県外在住なので管理が出来なく処分したいとのことでしたが、現在管理している方は5反要件を満たさないため、購入することが出来ません。そのため、親戚である受人の方に農地を買ってもらって、今までどおりの管理をすることです。
議 長	今までどおりで、土地を荒らさないようにするということですね。前後委員、今の説明でよろしいでしょうか。
前後委員	はい、分かりました。
議 長	他に質疑はありませんか。 (質疑なし)
	ご質疑が無ければ、申請番号28番から32番を一括して採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
	議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案第44号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号17番 土地の所在は、武蔵町手野字■■■■番地■■、地目が田、面積は454㎡です。渡人は、武蔵町手野の■■■■さん(■■歳)です。受人は、武蔵町手野の■■■■さんです。申請事由は、河川の拡幅工事に伴い、現在使用している作業所が取り壊されるため、新たに農作物の集荷、加工のための作業所を新築するためとなっています。申請地は、北と東を受人が賃借し、耕作している田に、南を県道に、西を農道に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっていない農用地区域内農地です。このため県の常設審議委員会に諮る必要があります。売買による所有権の移転です。

	<p>次に、申請番号18番 土地の所在は、国東町田深字■■■■番地、地目が田、面積は731㎡です。渡人は、国東町田深の■■■■さん(■■■■歳)です。受人は、国東町田深の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由につきましては、太陽光発電施設を設置することにより遊休農地を有効利用するためとなっています。発電容量が、37.92kwの施設です。申請地は、北を山林に東と西を住宅に、南を遊休状態の田に囲まれた農地で、都市計画の用途指定区域内の第3種農地です。売買による所有権の移転です。</p> <p>最後に、申請番号19番 土地の所在は、安岐町瀬戸田字■■■■番地■■■■、地目が田、面積は87㎡、外に田が1筆の計2筆で307㎡です。渡人は、安岐町瀬戸田の■■■■さん(■■■■歳)です。受人は、安岐町中園の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由は、持ち家が無いので住宅を新築するとなっています。申請地は、北を渡人が所有する田に、東を農道に、南を市道に、西を田に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の一団の農地であり、第2種農地と判断しました。売買による所有権の移転です。</p>
議長	<p>議案第44号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の申請番号17番から19番について説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
河野一委員	<p>申請番号18番について、隣の住宅は大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>申請者に対し、農地であれば、隣接の方の同意書の提出を求め、住宅の場合は、住人に充分説明するように指導をしています。</p>
大塚委員	<p>反射光が問題にならないのか。以前、同意書の話があったと思いますが。</p>
事務局	<p>農地の場合、同意書の提出を求めています。前は、クヌギの木を植えるということで、近隣の住宅の承諾を取るようになりました。最近の太陽光パネルは、反射しないように改良されているようです。</p>
岐部委員	<p>この施設は、基礎がしっかりしているのですか。最近パイプ</p>

	<p>打ち込みの物が増えているようだが。台風等の強風で、周りの家に被害が出ないか心配です。</p>
事務局	<p>構造・施工等については、事務局から申請者に指導はしていません。</p>
佐藤委員	<p>農業委員会は、太陽光発電施設の設置を許可することではなく、設置のための農地の転用を許可することです。責任は、設置者、施行者にあると思います。事務局は、総会で議論できるように設置者、業者に対しヒアリング等を行い、情報を充分収集してください。</p>
議長	<p>側溝など排水の関係など認識して許可しなければならないと思います。我々も、もう少し太陽光発電施設について、勉強しましょう。</p>
諸富委員	<p>いくつかの項目を設定し、チェックしていく必要があると思います。</p>
議長	<p>転用を許可しなければ、事業が進まないで今回は、条件付きとして事務局が隣接する関係者に同意が取れているのかを確認し、確認がとれれば許可をするということによろしいでしょうか。</p> <p>他にご質疑が無ければ、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の採決に入ります。申請番号18番については、同意を確認できれば承認するという条件を付けます。</p> <p>それでは、議案44号について一括して承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第44号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第45号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第45号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご</p>

<p>議長</p>	<p>説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が6筆で9,051㎡、内訳として、田が4筆で4,496㎡、畑が2筆で4,555㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が6筆で9,051㎡、更新設定は、ありません。詳細につきましては、資料の4ページから5ページをご確認ください。</p> <p>議案第45号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第45号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員一致で議案第45号 農用地利用集積計画については、承認されました。</p> <p>続いて議案第46号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第46号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が4筆で4,023㎡、内訳として、田が3筆で2,870㎡、畑が1筆で1,153㎡となっています。詳細につきましては、資料の6ページから7ページをご確認ください。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第46号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員一致で議案第46号 農用地利用配分計画については、承認されました。</p>

事務局

次に、議案第47号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。

それでは、議案第47号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。

申請番号43番 土地の所在は、国見町鬼籠字■■■■番地■■、地目が畑、面積は1,672㎡です。申請人は国見町の■■■■さんです。申請事由については、以前は、たばこ畑だったが裏が山で害獣被害が多く、約30年間遊休状態となっているためとなっています。

次に申請番号44番 土地の所在は、武蔵町糸原字■■■■番地■■、地目が田で、面積は497㎡、外田が2筆の計3筆で2,330㎡です。申請人は、国東町鶴川の■■■■さんです。申請事由については、20年以上前の武蔵川の拡幅工事により農地の一部が買収され、残地を資材置場にするため工事残土を入れてもらった。当時から耕作はしていなかったためとなっています。

次に申請番号45番 土地の所在は、国見町竹田津字■■■■番地■■、地目が畑で、面積は330㎡です。申請人は大分市の■■■■さんです。申請事由については、市外在住により農地の管理が出来ておらず、農地への回復が困難であり、今後も耕作する予定がないためとなっています。

次に申請番号46番 土地の所在は、国東町北江字■■■■番地■■、地目が田で、面積は996㎡です。申請人は大分市の■■■■さんです。申請事由については、相続により取得したが、市外在住で農地の管理が困難であり、休耕状態が続き荒地となっており、今後も耕作予定がないためとなっています。

次に申請番号47番 土地の所在は安岐町成久字■■■■番地■■、地目が田で、面積は545㎡です。申請人は安岐町中園の■■■■さんです。申請事由については、平成17年8月1日付け指令東局農第2816-17号により駐車場用地として転用許可を得ていたが、地目の変更をし忘れ、その間に許可証の原本を紛失してしまったためとなっています。

最後に申請番号48番 土地の所在は武蔵町古市字■■■■

番地、地目が田で、面積は212㎡です。申請人は武蔵町麻田のさんです。申請事由については、20年以上前から申請地が農地とは気づかずに隣の自動車修理工場の依頼や、夏祭りの時に知り合いからの依頼で駐車場として使用し、小石が入った状態で踏み固められており、農地としての回復が困難であり、今後も農地として使用する予定がないためとなっています。こちらについては、無断転用ということで始末書の提出があります。

議長

議案第47号 農地法の規定による非農地証明書の交付について説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第47号について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案47号は、全員一致で承認されました。

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員